

毎日新聞 コラム「三重～る経済」

掲載日 2023年9月12日

タイトル 残業管理で「ブラック」認定回避

執筆 百五総合研究所 岩田 芳樹

ブラック企業という言葉が社会に浸透し始めたのは2000年代半ばの頃だったが、最近、改めてよく耳にするようになった。ブラック企業の定義は公式には定められていないが、長時間労働を嫌う若者の間で「こんなに残業させるウチの会社はブラックだ」と安易な「ブラック認定」に使われているケースが多い。

政府は、働き方改革を推進するため労働基準法を改正し、今年4月より、これまで対象外だった中小企業にも月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率を25%以上から50%以上に引き上げることを義務付けた。社員に長時間労働させるのであれば、中小企業でも大企業と同等の割増金を支払わなければならなくなつたという訳だ。

厚生労働省の「毎月勤労統計調査地方調査」(事業所規模5人以上)によると、三重県の所定外労働時間は2021年平均で月11・3時間(全国2位)、22年平均も11・3時間(全国4位)となつており、全国的に見て残業が多い県であるといえる。月に11時間ほどと聞くと、それほど多くないと思われるかもしれないが、これはあくまで「平均」での話である。筆者が中小企業でヒアリングする限り、会社全体としてはそこまで多くないものの、社員によって残業時間のばらつきが大きく、繁忙月には過労死基準目安となる100時間目前の社員がいる企業が実は結構多い。さらに、残業が多い社員の基本給を昇給させるとそれに連動して残業代も跳ね上がってしまうため、残業が多い社員の基本給があまり上がりないよう抑制する企業が少なからず存在する。

残業が多いだけで簡単にブラック企業だと言う風潮はどうかと思うが、度を越した長時間労働は社員を疲弊させる。会社のために長時間労働に耐え、頑張っている社員が評価されるのはもちろん、今回の法改正を機に抜本的に残業を無くす方向に進んで欲しい。